

第59回 日本弁護士連合会 人権擁護大会プレシンポジウム 「死刑も終身刑もない国スペインの 刑罰制度にまなぶ」

スペインは第二次世界大戦後も、フランコ政権による独裁が続き、死刑制度も存続しましたが、1975年の民主化の3年後である1978年に新憲法成立と同時に死刑は廃止されました。スペイン刑法は、1975年のフランコ独裁終了から、20年の討議の結果1995年に全面的に改正され、刑罰は自由刑と代替手段、罰金とされ、死刑は廃止、無期刑も廃止されました。自由刑は単一で、6ヶ月未満の短期自由刑も廃止されており、1年以下、例外的には2年以下の刑は執行猶予可能です。2年以下の自由刑は週末拘禁などに代替可能とされます。この刑法は、ヨーロッパの主要国における再社会化に重点を置いた改革志向の新しい刑法典であり、今後、我々が刑罰制度の改革を志向するとき大いに参考としうるものです。法成立後既に20年が経過しており、その運用上の問題点を含め、これを学ぶことに大きな意義があると考えます。この度、第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会では、本年秋に予定されている人権擁護大会において死刑制度を含む刑罰制度の改革がテーマとされるため、日本弁護士連合会と共同でスペインの刑罰制度について、5月に訪問調査を実施することとなりました。その成果について、報告会を行い、人権擁護大会における討論を活発化するために、本シンポジウムを企画しました。奮ってご参加ください。

日 時 2016年7月4日(月)午後6時から午後8時

場 所 弁護士会館10階1003会議室

(住所：東京都千代田区霞が関1-1-3)

対 象 弁護士・一般市民

主 催 第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会

共 催 日本弁護士連合会(予定)

(回答書) FAX 返信先 03-3581-3338

7月4日(月)「死刑も終身刑もない国スペインの刑罰制度にまなぶ」に出席します。

ご所属： _____ お名前 _____

問い合わせ先 第二東京弁護士会 人権課 TEL 03-3581-2257